

農業共済事業の今後について

1 経緯

農業共済事業は、全国の多くの都府県で1県1組合の体制により運営されており、組織の強化や効率化が図られています。

一方、兵庫県では、これまで同事業を市町または事務組合による公営事業として実施してきました。しかし、農業者の高齢化や農家数の減少等、農業をとりまく状況の変化を受け、県は同事業の1県1組合化を図り農業者へのサービスを維持していくことが適切であると判断し、2020年4月に新たに県全域を事業区域とした兵庫県農業共済組合を設立し、設立後は新組合により同事業を実施することになりました。

2 今後のスケジュール

現在、本市で実施している農業共済事業は2020年4月に新組合に引き継がれるため、2019年12月には農業共済条例の廃止など必要な手続きを行います。

2019年3月下旬 兵庫県農業共済組合設立に関する覚書の締結

2019年12月 農業共済条例廃止議案上程

2020年1月 共済事業廃止に係る県への認可申請

2020年4月 新組合を設立し農業共済事業を実施

3 その他

農業者には既に1県1組合化の検討がされていることを周知していますが、2019年4月には組織体制が変わる内容の広報チラシを配布し、周知に努めます。